

北海道告示第11188号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4年 9月26日

北海道知事 鈴木 直道

登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)	その他の 規格	生産業者		登録有 効期限
					名称	住所	
北海道 第2981号	副産動 植物質 肥料	82水産加工 副産肥料	窒素全量 8.0 りん酸全量 2.0	使用される 原料、含有 を許される 有害成分の 最大量及び その他の制 限事項は公 定規格のと おり	釧路オーガ ニック株式 会社	釧路市大楽 毛251番地1	令和7年10月 3日